

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

平成 23 年 12 月 20 日

日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 19 日から 5 月 13 日までの間、協会員に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、7 月 20 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記により「規制の見直しの検討に着手する事項（以下の 3 項目）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記のとおり、ご報告申し上げます。

記

	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」（平成 23 年 7 月 20 日）		検討結果（又は検討状況） （○検討済、△検討中）
	提案事項		
1	有価証券の引受けを行う際の親引けに関する制限及び公正な配分に関するルールのあり方の見直し 【有価証券の引受け等に関する規則、株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則】	⇒	△現在、検討中 （「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」（会員における引受けのあり方に関する検討会の下部機関）） 【今後のスケジュール】 平成 24 年 1 月を目途に上記分科会の報告書を公表し、パブリックコメントを募集した後、「会員における引受けのあり方に関する検討会」にて規則改正案を検討。
2	外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出義務の見直し等 【外国証券の取引に関する規則】	⇒	○見直しの方針を決定 （外国証券の取引等に関する検討部会） 【見直しの内容】 顧客からの取引口座設定の申し込みの規定について、「申込書の受入れ」の方法に限定しない形の規定に改正する。 【今後のスケジュール】 平成 24 年 1 月：規則改正案のパブリックコメントの募集予定 平成 24 年 2 月～3 月：規則改正を審議・公表予定 平成 24 年 4 月：規則改正施行
3	外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の見直し等 【外国証券の取引に関する規則】	⇒	○見直しの方針を決定 （外国証券の取引等に関する検討部会） 【見直しの内容】 インターネット等から発行者に関する情報を入手できる場合には、協会員による「資料等の提供等」の義務及び協会による公衆縦覧の義務を廃止する。 【今後のスケジュール】 平成 24 年 1 月：規則改正案のパブリックコメントの募集予定 平成 24 年 2 月～3 月：規則改正を審議・公表予定 平成 24 年 4 月：規則改正施行

以 上

自主規制規則の見直しに関する検討結果について

平成 23 年 12 月 20 日
外国証券の取引等に関する検討部会

平成 23 年 7 月 19 日付で公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」において、規制の見直しの検討に着手するとして事項のうち「外国証券の取引に関する規則」に関する事項について、「外国証券の取引等に関する検討部会」における検討結果を以下のとおり取りまとめた。

Ⅰ. 外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出義務の見直し等（「外国証券の取引に関する規則」第 3 条の見直し）

1. 現行の対応及び要望事項

協会員は顧客（私募の取扱いにより外国証券を取得させる場合にあっては、特定投資家を除く。）と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款（以下「約款」という。）を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けなければならない。

また、約款については参考様式化されているものの、規則において一定の事項の記載が義務付けられている。

約款の交付義務及び顧客からの申込書の受入れ義務を廃止するとともに、約款の一定の事項の記載義務も廃止できないか。

2. 見直しの方向性

〔申込書の受入れ義務の柔軟化〕

（1）約款の交付について

約款の交付については、以下の①及び②の観点から、現行の交付義務を維持することとする。

- ① 約款の交付については、約款の内容を顧客に周知するという点から一定の効果があるものとする。また、債権法の議論においても約款を契約内容とするための要件（組入要件）について議論が行われており、今後、「約款の内容を知る機会をどの程度保

障するか」といった点が、議論される可能性も考えられる。

- ② また、約款については殆どの会社が約款集として他の約款と併せて顧客に交付をしていることから、外国証券取引口座を開設していない顧客についても外国証券取引口座約款を含む約款集が交付されている現状(実質的に外国証券取引口座約款の交付が行われている)に鑑みると、敢えて約款交付の規定を廃止する必要性は低いものと考ええる。

(2) 申込書の受入れについて

申込書の受入れについては、以下の①及び②の観点から、申込書が持つ機能(約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の顧客の同意を得ること及びその証跡を残すこと)を維持する内容の規定としつつ、その方法については「申込書の受入れ」に限定しない形の規定に改正する。

- ① 申込書の受入れについては、「約款の内容について顧客が同意し、取引口座の開設を申し込んだ」という証跡を残すという点から一定の効果があるものとする。また、債権法の議論においても約款を契約内容とするための要件(組入要件)について議論が行われており、今後、「約款を契約内容とする旨の当事者の合意の方法」といった点が、議論される可能性も考えられる。
- ② しかしながら、申込書については、約款の交付の現状とは異なり、「証券会社による申込書の受入れが行われなければ、証券取引が行われないという現状が、場合によっては顧客の取引機会の喪失に繋がりがねないという状況」、「既に国内証券取引を行っているにもかかわらず、改めて外国証券取引に係る書面の提出を求めることは顧客の手続き負担が増えるといった状況」が生じていることに鑑みると、申込書の受入れに係る規定について、所要の整備を図る必要性はあるものとする。

(3) 約款の記載事項(規則第3条第3項及び第4項)について

約款の記載事項については、以下の①及び②の観点から、現行規定(一定の事項の記載義務)を維持することとする。

- ① 「約款に基づく契約の締結」を自主規制規則で求める以上は、当該約款を構成する要件(必要契約事項)を何らかの形で明確にする必要がある。この点に関しては、「約款の記載内容(事項)についての規定は必要ない」とするメンバー会社からも、その付帯条件として、モデル(参考様式)による一定の記載内容(事項)の提示が求められている。

- ② 必要契約事項の記載漏れがないよう担保するためには、モデルではなく、一定基準を規則に規定する必要があると考える。

II. 外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の見直し等（「外国証券の取引に関する規則」第 27 条～第 31 条の見直し）

1. 現行の対応及び要望事項

国内非上場の公募外国株券等の引受等を行う協会員（当該協会員が 2 社以上あるときは代表する 1 社）は、発行者との間で締結した契約に基づき、当該発行者が公表した投資者の投資判断に資する資料等を顧客に提供するとともに、本協会に提出することとされている。

本協会は、協会員から資料等の提出を受けた場合は、その旨を会員通知するとともに、資料等をホームページ及び縦覧室にて公衆縦覧に供している。

協会員による「資料等の提供等」の義務及び協会による会員通知、公衆縦覧の制度を廃止できないか。

2. 見直しの方向性

〔一定の条件を満たす場合における「資料等の提供等」の義務の撤廃〕

規則第 28 条「資料等の提供等」の規定は、国内非上場の公募外国株券等（以下「POWL 銘柄」という。）について、日本の投資者が国内において「投資判断に資する情報」（以下、「投資情報」という。）を入手できる環境を整備しているものであるが、インターネット等から投資情報を入手できる場合（発行者のホームページ又は当該銘柄が上場している外国金融商品取引所のホームページで情報が公表されている場合を想定）には、以下の（１）及び（２）の観点から、協会員による資料等の提供義務並びに本協会による会員通知及び公衆縦覧（ホームページへの掲載・縦覧室での書面の備置）を廃止することとする。（＊１）

なお、本協会による公衆縦覧を廃止した場合も、本協会ホームページにおいて POWL 銘柄の銘柄名等を一元的に閲覧できるという利便性が保たれるよう、「POWL 銘柄の一覧表（証券コード、発行会社名、主たる上場市場が一覧になったもの）」についてはホームページへの掲載を継続することとする。（＊２）

(1) インターネットの普及

- ・ 本規定の制定当時（平成6年2月）、投資情報の提供は、紙媒体で行われるのが主流であり、日本の投資者が直接、海外の発行者の情報を入手できる環境になかったことから、本協会において、公募により不特定多数の者に取得されている POWL 銘柄に関する情報を縦覧に供したり、会員通知を行う意義はあった。
- ・ しかしながら、今日においては、インターネットの普及が進み、外国金融商品取引所又は発行者のホームページにアクセスすることにより、協会員、投資者ともに直接かつ容易に POWL 銘柄に関する情報を入手することが可能となっている。
- ・ また、金融庁においても、インターネットの普及を前提とした開示規制の見直しが行われており、既発行の海外発行証券について、投資者が国内においてインターネット等により発行者に関する情報を取得可能な場合には、法定開示に依らず不特定多数の者への勧誘を認めるといった対応（外国証券売出し制度の新設）が取られている。
- ・ 上記の状況及び本協会が公表する POWL 銘柄情報へのアクセス件数が僅かである状況（*3）を踏まえると、協会員による資料等の提供及び本協会による会員通知・公衆縦覧を行う意義は薄れているものと考ええる。

(2) 公表される情報の内容

- ・ 顧客から保管の委託を受けた外国証券については、POWL 銘柄を含め、規則第6条において、発行者が公表した投資判断に資する重要な資料の提供等が規定されており、また、外国証券取引口座約款に基づき、所有者の地位に重要な変化を及ぼす事実、配当金等の支払い、重要な株主総会議案については顧客に通知を行うことになっている。このため、本規定が削除されたとしても、顧客への主要な情報の提供体制は維持される。
- ・ 現行、本協会ホームページで公表している POWL 銘柄に関する情報については、発行者のホームページもしくは上場外国金融商品市場のホームページにおいて、発行国の法令又は当該市場の規則に基づき公表されている情報と同じものであり、投資者としては、本協会のホームページにアクセスするか、発行者等のホームページにアクセスするかの違いしかない。
- ・ 上記の状況を踏まえると、本規定が削除されたとしても、投資者は、①規則第6条及び外国証券取引口座約款に基づき協会員から提供される情報、②発行者等のホームページから入手できる情報、③EDINET から入手できる法定開示情報を国内において入手することができ、現行入手できる情報と比べて、情報の量・質が損なわれることはないものと考ええる。

(＊１) インターネット等から投資情報を入手できない場合には、現行と同じレベルの情報提供が行えるよう協会員に義務を課することとする。具体的には、発行者（我が国における代理人を含む）からの情報収集、顧客への情報提供及び公衆縦覧を協会員に義務付ける。

(＊２) 本協会ホームページで公表している POWL 銘柄に係る情報は、協会員が次の（イ）又は（ロ）のとおり利用している実態があることから、本規定の改正後においても、一定の利便性が保たれるよう措置するもの。

（イ） POWL 銘柄の引受等を行った協会員以外の協会員が POWL 銘柄の委託取引等を行う場合に、顧客への情報提供ツールとして利用している場合がある。

（ロ） 金融商品取引法に基づく開示が行われている銘柄か否かを確認するためのツールとして「POWL 銘柄の一覧表」を利用している場合がある。

(＊３) 平成 23 年 6 月の当該情報へのアクセス件数は、1 日あたりわずか 17 件程度となっている。

以 上

「ブロックトレードの取扱いに関するワーキング・グループ」設置要綱

平成 23 年 12 月 15 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 設置の趣旨

御高承のとおり、金融庁より平成 23 年 11 月 4 日付で「平成 23 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に係る政令・内閣府令案等」が公表され、パブリックコメントの募集が行われているところである。

同案には、証券会社が仲介のために行う 5 % 以上の株券等の買付けを「仲介目的のブロックトレード」（「有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者が有価証券の流通の円滑を図るために顧客を相手方として行うものであって、買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することとするもの」をいう。以下同じ。）として、インサイダー取引規制の適用対象となる「買集め行為」から除外する改正等も含まれている。

今般、本協会の「ホールセール証券評議会」より、上記改正を踏まえ、「仲介目的のブロックトレード」に関して自主規制規則の制定に向けた検討を行うよう要請があったことから、自主規制規則の整備を検討するため、エクイティ委員会の下部機関として、標記ワーキング・グループ（以下、「本WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) ブロックトレードに関する自主規制規則の整備について
- (2) その他

3. ワーキング・グループの構成

- (1) 本WGの人数は、15 名程度とする。
- (2) 本WGのメンバーは、会員の実務担当者から選任する。
- (3) 本WGに主査及び副主査を置く。
- (4) 本WGにオブザーバーを置くことができる。
- (5) 必要に応じ、本WGに分科会を置くことができる。

4. ワーキング・グループの運営

本WGは、その検討状況について、適宜エクイティ委員会に報告を行う。

5. 事務の所管

本WGの庶務は、本協会 自主規制本部 自主規制 1 部が担当する。

以 上

資料 7

平成23年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（11月度月次速報）

平成23年12月20日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	23年度 累計	月平均 (累計/月数)
相 談	451	343					2,829	353.6
取引制度に関する相談	123	119					865	108.1
勧誘に関する相談	135	129					845	105.6
売買取引に関する相談	96	46					545	68.1
事務処理に関する相談	43	24					284	35.5
その他の相談	54	25					290	36.3
苦 情	118	110					783	97.9
勧誘に関する苦情	82	71					451	56.4
売買取引に関する苦情	28	19					181	22.6
事務処理に関する苦情	3	17					92	11.5
その他の苦情	5	3					59	7.4
あっせん	36	34					211	26.4
勧誘に関する紛争	25	31					182	22.8
売買取引に関する紛争	11	3					25	3.1
事務処理に関する紛争	0	0					4	0.5
その他の紛争	0	0					0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 23年度上期の月別状況

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	23年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	359	316	316	276	362	406	2,035	339.2
取引制度に関する相談	125	93	98	96	112	99	623	103.8
勧誘に関する相談	88	83	97	65	109	139	581	96.8
売買取引に関する相談	72	53	66	56	78	78	403	67.2
事務処理に関する相談	37	52	27	27	34	40	217	36.2
その他の相談	37	35	28	32	29	50	211	35.2
苦 情	97	70	87	86	114	101	555	92.5
勧誘に関する苦情	44	33	53	49	57	62	298	49.7
売買取引に関する苦情	25	17	18	20	34	20	134	22.3
事務処理に関する苦情	18	16	12	6	12	8	72	12.0
その他の苦情	10	4	4	11	11	11	51	8.5
あっせん	23	29	33	18	22	16	141	23.5
勧誘に関する紛争	21	25	29	15	21	15	126	21.0
売買取引に関する紛争	2	2	3	2	1	1	11	1.8
事務処理に関する紛争	0	2	1	1	0	0	4	0.7
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 23年度上期及び前年度(22年)の状況

	23年度上期 累計	23年度上期 月平均
相 談	2,035	339.2
取引制度に関する相談	623	103.8
勧誘に関する相談	581	96.8
売買取引に関する相談	403	67.2
事務処理に関する相談	217	36.2
その他の相談	211	35.2
苦 情	555	92.5
勧誘に関する苦情	298	49.7
売買取引に関する苦情	134	22.3
事務処理に関する苦情	72	12.0
その他の苦情	51	8.5
あっせん	141	23.5
勧誘に関する紛争	126	21.0
売買取引に関する紛争	11	1.8
事務処理に関する紛争	4	0.7
その他の紛争	0	0.0

22年度 累計	22年度 月平均
4,099	341.6
1487	123.9
974	81.2
567	47.3
454	37.8
617	51.4
1,009	84.1
498	41.5
257	21.4
141	11.8
113	9.4
239	19.9
184	15.3
47	3.9
3	0.3
5	0.4

2. 商品別処理状況(商品別処理状況)

(単位:件数)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	11月度 合計
相 談	120	86	117	3	0	1	16	343
取引制度に関する相談	52	26	30	1	0	1	9	119
勧誘に関する相談	21	42	63	0	0	0	3	129
売買取引に関する相談	21	12	11	2	0	0	0	46
事務処理に関する相談	14	3	5	0	0	0	2	24
その他の相談	12	3	8	0	0	0	2	25
苦 情	34	30	39	0	0	7	0	110
勧誘に関する苦情	12	23	29	0	0	7	0	71
売買取引に関する苦情	7	4	8	0	0	0	0	19
事務処理に関する苦情	14	2	1	0	0	0	0	17
その他の苦情	1	1	1	0	0	0	0	3
あっせん	4	12	8	0	0	10	0	34
勧誘に関する紛争	1	12	8	0	0	10	0	31
売買取引に関する紛争	3	0	0	0	0	0	0	3
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

【参考】平成23年度(4月～11月までの累計)の状況

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	1,069	626	888	81	5	6	154	2,829
取引制度に関する相談	363	190	203	27	0	4	78	865
勧誘に関する相談	156	273	395	4	0	1	16	845
売買取引に関する相談	242	99	159	40	3	0	2	545
事務処理に関する相談	184	17	53	5	2	0	23	284
その他の相談	124	47	78	5	0	1	35	290
苦 情	224	227	258	23	4	21	26	783
勧誘に関する苦情	63	190	170	5	0	21	2	451
売買取引に関する苦情	82	30	58	8	2	0	1	181
事務処理に関する苦情	58	4	14	5	2	0	9	92
その他の苦情	21	3	16	5	0	0	14	59
あっせん	38	77	70	7	1	18	0	221
勧誘に関する紛争	24	77	59	4	0	18	0	182
売買取引に関する紛争	12	0	10	3	0	0	0	25
事務処理に関する紛争	2	0	1	0	1	0	0	4
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 男女別処理状況(23年11月度)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	11月度 合計
相 談	175	146	22	343
取引制度に関する相談	70	38	11	119
勧誘に関する相談	51	72	6	129
売買取引に関する相談	25	19	2	46
事務処理に関する相談	15	9	0	24
その他の相談	14	8	3	25
苦 情	49	51	10	110
勧誘に関する苦情	26	36	9	71
売買取引に関する苦情	8	11	0	19
事務処理に関する苦情	13	3	1	17
その他の苦情	2	1	0	3
あっせん	11	12	11	34
勧誘に関する紛争	10	10	11	31
売買取引に関する紛争	1	2	0	3
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

【参考】平成23年度(4月～11月までの累計)の状況

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	4～11月度 合計
相 談	1,540	1,150	139	2,829
取引制度に関する相談	487	323	55	865
勧誘に関する相談	403	400	42	845
売買取引に関する相談	285	235	25	545
事務処理に関する相談	194	80	10	284
その他の相談	171	112	7	290
苦 情	416	323	44	783
勧誘に関する苦情	203	213	35	451
売買取引に関する苦情	104	72	5	181
事務処理に関する苦情	67	21	4	92
その他の苦情	42	17	0	59
あっせん	94	87	30	211
勧誘に関する紛争	77	77	28	182
売買取引に関する紛争	16	8	1	25
事務処理に関する紛争	1	2	1	4
その他の紛争	0	0	0	0

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成23年4月～11月）について

平成23年12月20日

日本証券業協会

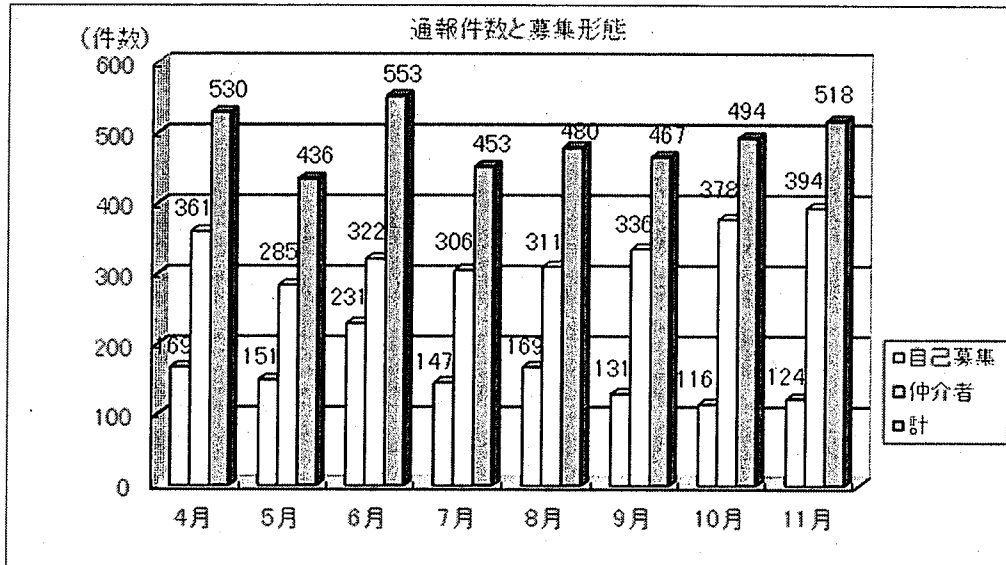
当センターに寄せられた情報について

- ① 平成23年4月1日から11月30日までに寄せられた通報総件数は3,931件、1日あたり平均通報件数は約24件（前年同期：通報総件数4,114件、1日平均約25件）。
- ② 勧誘形態は、仲介業者を通じて勧誘するケースが約69パーセント、未公開会社自身が募集を行うケース（自己募集）によるものが約31パーセント。高利回りを謳った未公開会社の社債や投資事業組合出資証券、リゾート会員権の他、イラクディナールやスーダンポンド等外国為替取引を持ちかける勧誘ケースも増加。かつて通報者が購入された未公開株式等に関する「買取・被害回復」を謳った勧誘も増加。
- ③ 通報者の約57パーセントが70歳以上の高齢者で、60歳代までを含めると約86パーセントを占める。
- ④ 相談者の男女比では、男性が約56パーセント、女性が約44パーセントとなっている。
- ⑤ 商品別では、通算では、株式に係る通報が4割超と最も多いが、株式・社債以外の通報が約3割超に上っている。
- ⑥ 被害金額は、4月～11月累計で約72億400万円。商品別では、株式に係る被害金額が約5割であり、その額は約35億9,800万円となっている。11月の被害金額合計は、約9億800万円で、1通報あたり（被害金額を聴取している通報に限る）の平均被害金額は約870万円で、1通報における最大の被害金額は約9,500万円である。
- ⑦ 勧誘手口からみると、電話だけで被害に遭うケースが約8割であり、ダイレクトメールと電話の組合せで被害に遭うケースを含めると98パーセントとなっている。
- ⑧ 勧誘経緯からみると、複数の人間が登場し一人の消費者をだます“劇場型”と呼ばれるケースや、金融庁・証券取引等監視委員会等の公的機関や実在しない（かつては存在したが合併等により消滅した）証券会社等を騙り消費者を安心させた上で取引を勧誘するケースの他、既に未公開株等を保有している消費者（一度被害にあった消費者も含む）をターゲットとした『二次被害』も増加中である。

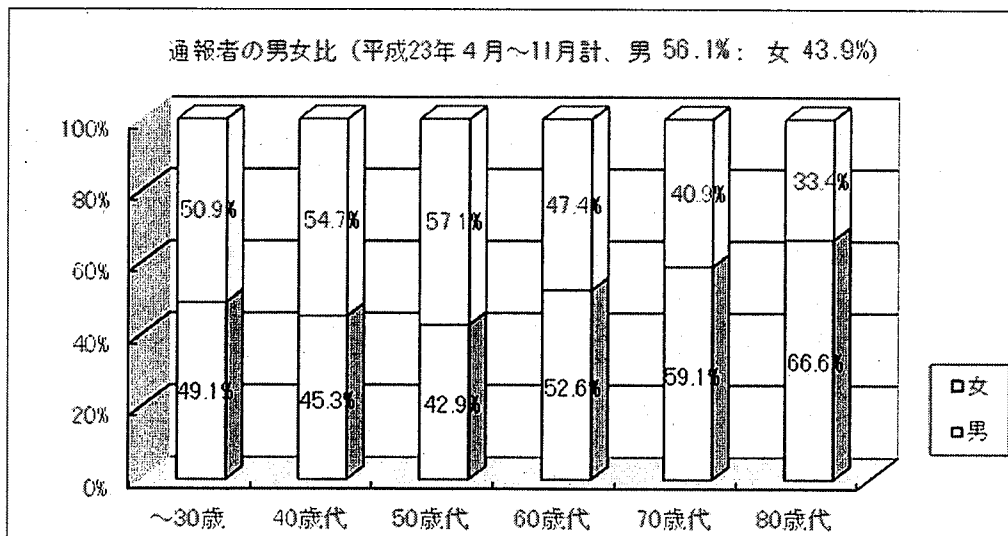
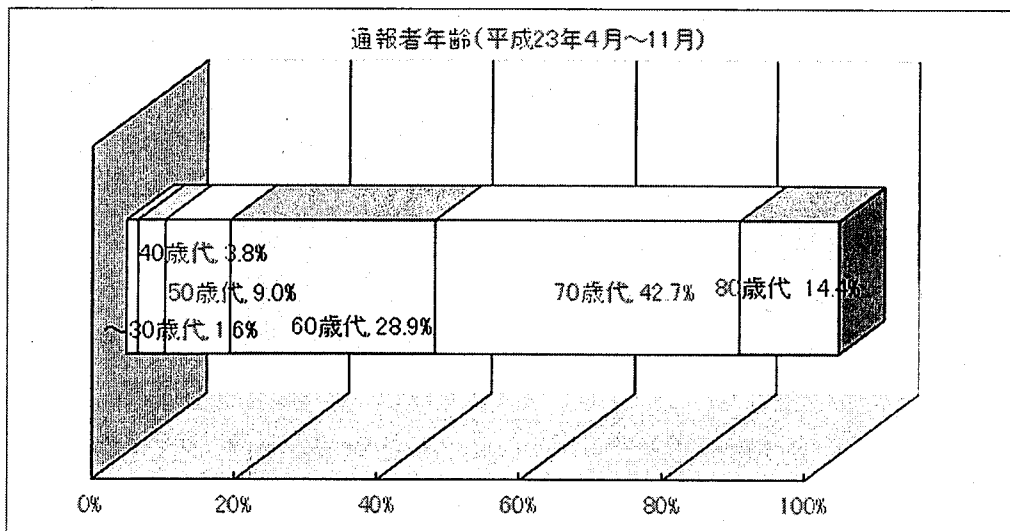
以上

未公開株コールセンターへ寄せられた通報状況（平成23年4月～11月）

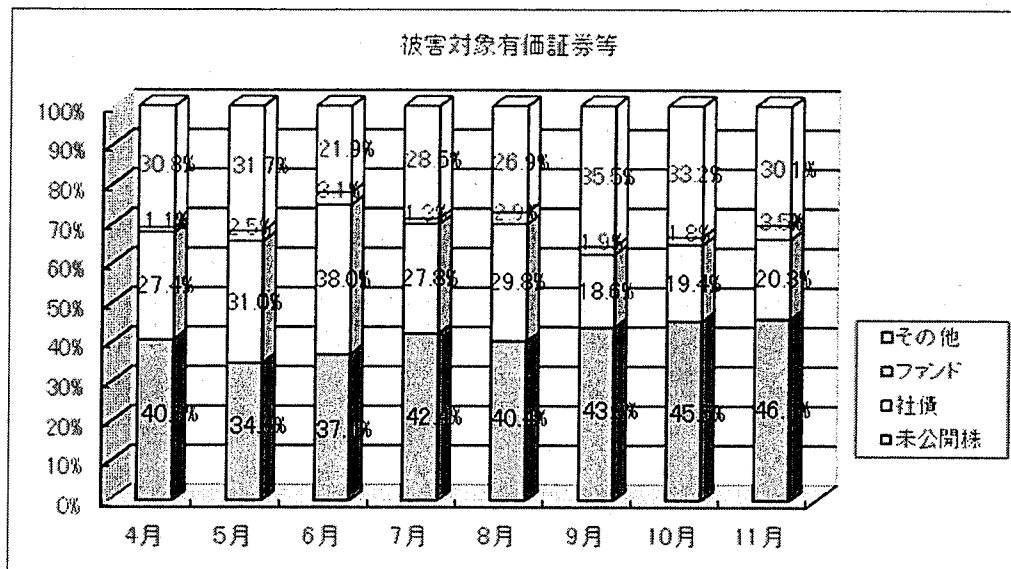
1. 通報件数と募集形態の推移



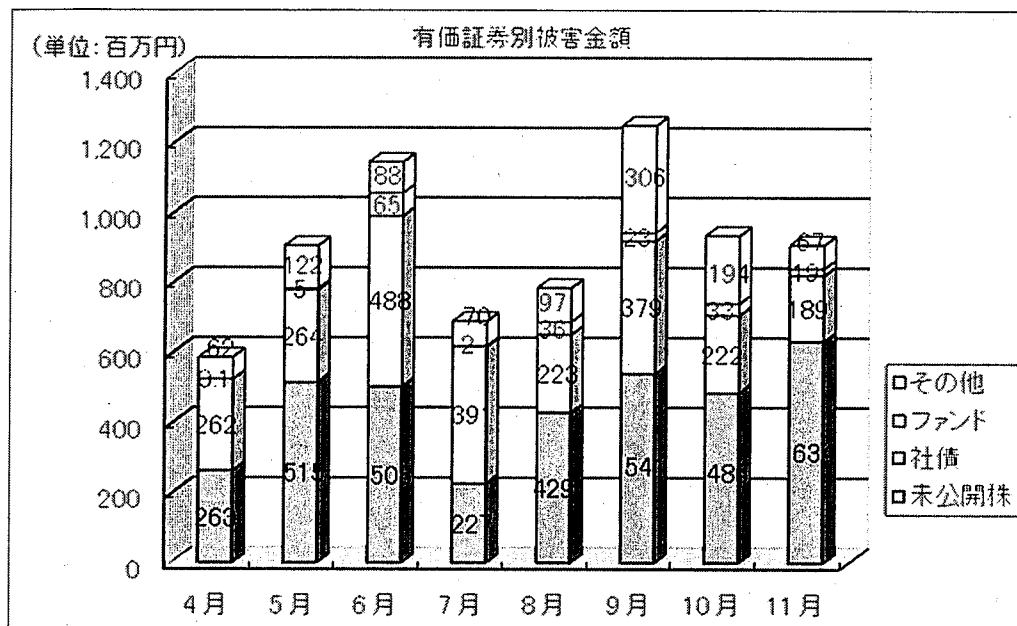
2. 通報者年齢



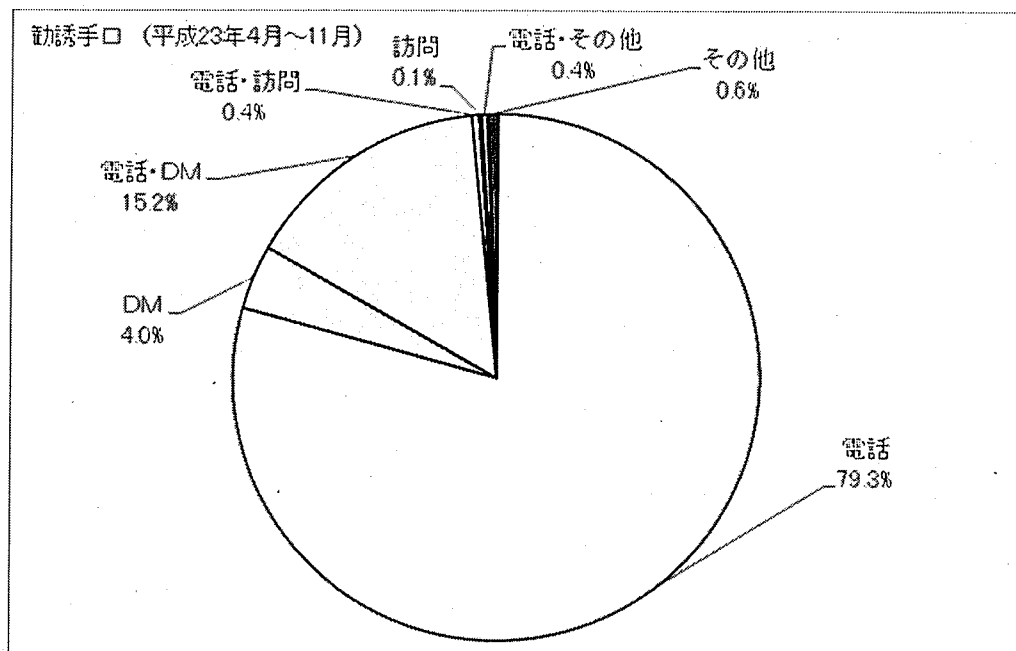
3. 被害対象有価証券等



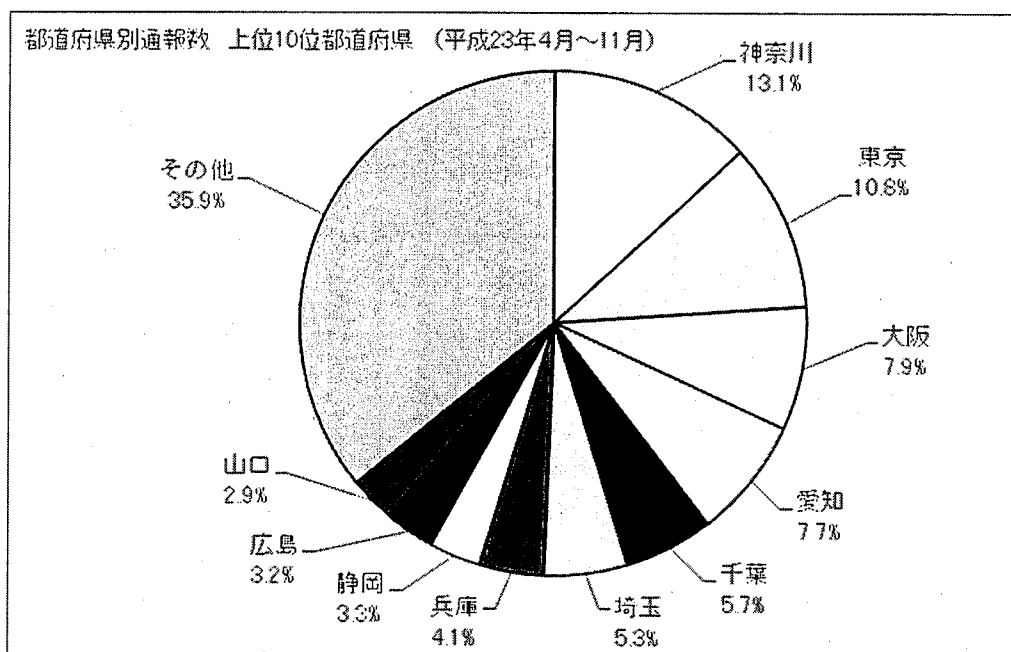
4. 有価証券別被害金額



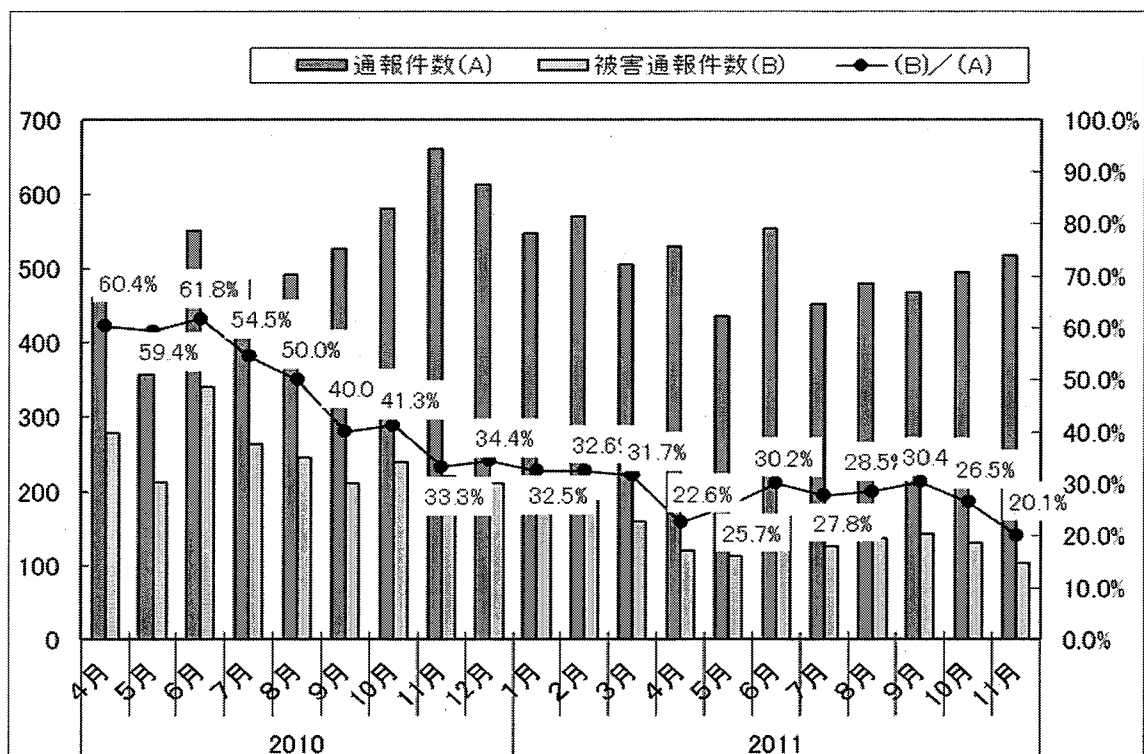
5. 勧誘手口



6. 都道府県別通報件数



7. 通報件数に占める被害通報件数



(単位: 件)

年月		通報件数(A)	被害通報件数(B)	(B)/(A)
2010	4月	462	279	60.4%
	5月	357	212	59.4%
	6月	550	340	61.8%
	7月	484	264	54.5%
	8月	492	246	50.0%
	9月	527	211	40.0%
	10月	581	240	41.3%
	11月	661	220	33.3%
	12月	613	211	34.4%
2011	1月	548	178	32.5%
	2月	571	186	32.6%
	3月	505	160	31.7%
	4月	530	120	22.6%
	5月	436	112	25.7%
	6月	553	167	30.2%
	7月	453	126	27.8%
	8月	480	137	28.5%
	9月	467	142	30.4%
	10月	494	131	26.5%
	11月	518	104	20.1%

以上

会員の平成 23 年 9 月末中間決算概況について

平成 23 年 12 月 20 日

日本証券業協会

1. 全国証券会社（287 社）の中間決算概況

(1) 全国の証券会社 287 社^{【脚注】}の平成 23 年 9 月末中間決算は、受入手数料やトレーディング収益の減少により営業収益が落ち込んだことなどから、当期純損益は前年同期 464 億円の黒字から今期 253 億円の赤字となった。

(2) この中間決算の概況をみると、営業収益は、前年同期比 7 % の減収で 1 兆 4,055 億円（同 1,058 億円減）であった。

主な減収要因として、受入手数料が低調で、同 8 % 減の 8,470 億円（同 771 億円減）にとどまったことが挙げられる。これは、欧州の財政・金融不安等を背景にした世界経済の減速懸念の高まりや、東日本大震災の影響により、国内外の増資案件や資金調達が低調で、引受け・売出し手数料が同 36 %（同 236 億円減）減少したことによる。また、世界経済の減速懸念や円高の進行等を背景に、期首 9,708 円で始まった日経平均株価が 9 月末の終値 8,700 円まで下落したことに伴い、市場全体の取引量が減少するなか、特に個人投資家の投資意欲が冷え込んだことを主因として、委託手数料収入が同 10 % 減の 2,030 億円（同 229 億円減）と低迷したことも影響した。

さらに、トレーディング収益が、相場の低迷を背景として株券等トレーディングが不振だったことなどから、前年同期比 9 % 減の 3,190 億円（同 326 億円減）と低調だったことも営業収益の減収要因となった。

(3) 純営業収益は、営業収益から金融費用 1,376 億円（同 4 % 増）を差し引いた 1 兆 2,677 億円（同 8 % 減、同 1,115 億円減）となった。

(4) 一方、販売費・一般管理費は、取引量の減少に伴い取引関係費が同 11 % 減の 2,249 億円（同 288 億円減）と減少したほか、業況の不振を背景とした役職員数の減少などから人件費を同 5 % 減の 5,194 億円（同 249 億円減）まで減少したこともあって、全体として同 6 % 減の 1 兆 2,298 億円（同 799 億円減）にとどまった。

【脚注】 平成 23 年 9 月末現在の全国証券会社 294 社のうち、みなし金融商品取引業者等の 7 社を除く。前年同期（292 社）より 5 社減。

(5) 以上のように、経常損益は、販売費・一般管理費の圧縮はあったものの、収益面の落ち込みが大きかったことから、同 45%減の 660 億円（同 549 億円減）にとどまり、黒字を計上したものの、前年同期比で大幅な減益となった。

(6) 以上の結果、当期損益は、前年同期の 464 億円の黒字から、今期 253 億円の赤字となった。

全国証券会社の収支状況

	社 数	営 業 収 益 計		経 常 損 益	当 期 損 益
			うち委託手数料		
23／9期	287 社	1 兆 4,055 億円	2,030 億円	660 億円	▲253 億円
22／9期	292 社	1 兆 5,114 億円	2,260 億円	1,209 億円	464 億円
21／9期	306 社	1 兆 7,844 億円	3,044 億円	1,961 億円	1,216 億円
20／9期	318 社	1 兆 9,462 億円	3,303 億円	519 億円	202 億円
19／9期	313 社	2 兆 5,730 億円	4,984 億円	5,610 億円	3,147 億円
18／9期	306 社	2 兆 734 億円	5,041 億円	3,889 億円	2,284 億円
17／9期	275 社	2 兆 50 億円	5,262 億円	5,688 億円	3,620 億円
16／9期	264 社	1 兆 7,234 億円	4,985 億円	4,417 億円	2,979 億円
15／9期	266 社	1 兆 6,203 億円	4,043 億円	4,138 億円	2,775 億円
14／9期	281 社	1 兆 1,936 億円	2,870 億円	684 億円	▲391 億円
13／9期	290 社	1 兆 3,093 億円	3,665 億円	241 億円	▲1,256 億円

2. 各社の当期損益の状況

決算状況から全 287 社を利益計上した会社（黒字会社）と損失計上した会社（赤字会社）に区分してみると、175 社が赤字会社（前年同期比 15 社減）で、全体の 61%を占めている。

また、全社を国内証券会社（265 社）と外国証券会社（22 社）に区分してみると、国内証券会社のうち 164 社（国内証券会社の 62%）が、また、外国証券会社のうち 11 社（外国証券会社の 50%）が、それぞれ赤字会社であった。

なお、全体として厳しい赤字決算を強いられている中であって、赤字会社の数が若干減少しているのは、特に中小証券会社を中心にして、人件費などの経費削減に努めたことに加え、投信関係の手数料収入が増加していることなどによるものと思われる。

経常利益計上会社数及び当期純利益計上会社数

		経 常 利 益	当期純利益
国内証券会社	265 社	101 社 (+13 社)	101 社 (+13 社)
外国証券会社	22 社	11 社 (▲1 社)	11 社 (▲3 社)
287 社 計		112 社 (+12 社)	112 社 (+10 社)

(注) 括弧内は、対平成 22 年 9 月末増減。

【参考】

経常損失計上会社数及び当期純損失計上会社数

		経 常 損 失	当期純損失
国内証券会社	265 社	164 社 (▲17 社)	164 社 (▲17 社)
外国証券会社	22 社	11 社 (±0 社)	11 社 (+2 社)
287 社 計		175 社 (▲17 社)	175 社 (▲15 社)

(注) 括弧内は、対平成 22 年 9 月末増減。

以 上

会員の平成23年9月末中間決算概況

(平 23. 12. 20)
(単 位 : 百万円)

項目	区分	全 国					国 内 証 券 会 社					外 国 証 券 会 社				
		平23.9月末 (A)	平22.9月末 (B)	平23.3月期 (C)	(A) (B)	(A) (C)	平23.9月末 (A)	平22.9月末 (B)	平23.3月期 (C)	(A) (B)	(A) (C)	平23.9月末 (A)	平22.9月末 (B)	平23.3月期 (C)	(A) (B)	(A) (C)
会 社 数		社 287	社 292	社 289	% —	% —	社 265	社 269	社 266	% —	% —	社 22	社 23	社 23	% —	% —
営業収益		1,405,506	1,511,405	2,920,439	93%	48%	1,347,659	1,442,292	2,751,231	93%	49%	57,847	69,113	169,207	84%	34%
受入手数料		847,049	924,235	1,898,347	92%	45%	813,042	889,569	1,807,109	91%	45%	34,007	34,666	91,238	98%	37%
委託手数料		203,095	226,021	493,055	90%	41%	192,401	212,877	467,200	90%	41%	10,694	13,144	25,855	81%	41%
トレーディング損益		319,049	351,718	540,174	91%	59%	315,229	343,414	515,885	92%	61%	3,820	8,304	24,288	46%	16%
金融収益		215,913	208,888	428,865	103%	50%	195,989	182,825	375,321	107%	52%	19,924	26,063	53,544	76%	37%
金融費用		137,681	131,991	268,358	104%	51%	121,354	112,828	229,889	108%	53%	16,327	19,163	38,468	85%	42%
純営業収益		1,267,723	1,379,322	2,652,081	92%	48%	1,226,209	1,329,378	2,521,341	92%	49%	41,514	49,944	130,739	83%	32%
販売費・一般管理費		1,229,855	1,309,798	2,618,228	94%	47%	1,181,537	1,247,797	2,492,081	95%	47%	48,318	62,001	126,147	78%	38%
営業損益		37,895	69,552	33,852	54%	112%	44,699	81,608	29,260	55%	153%	▲ 6,804	▲ 12,056	4,592	—	—
営業外損益		28,170	51,423	53,168	55%	53%	28,681	51,962	53,840	55%	53%	▲ 511	▲ 539	▲ 672	—	—
経常損益		66,097	120,998	87,020	55%	76%	73,406	133,592	83,101	55%	88%	▲ 7,309	▲ 12,594	3,919	—	—
特別損益		▲ 6,528	▲ 7,402	▲ 198,153	—	—	▲ 7,408	▲ 10,245	▲ 199,232	—	—	880	2,843	1,078	31%	82%
税引前損益		59,558	113,672	▲ 111,132	52%	—	65,987	123,425	▲ 116,130	—	—	▲ 6,429	▲ 9,753	4,997	—	—
法人税等		84,854	67,032	159,661	127%	53%	83,375	61,173	160,366	136%	52%	1,479	5,859	▲ 704	25%	—
当期純損益		▲ 25,385	46,465	▲ 270,794	—	—	▲ 17,469	62,085	▲ 276,497	—	—	▲ 7,916	▲ 15,620	5,702	—	—

(注1) 平成23年9月末現在の全国証券会社294社のうち、みなし金融商品取引業者等の7社を除く。

(注2) 「法人税等」には「法人税等調整額」を含む。